

治癒証明書について

下記伝染病により罹患した場合は、本学指定の「治癒証明書」を医療機関に記入してもらうか、医療機関の発行する治癒証明書を「公欠届」とあわせて学務課に提出してください。

	伝染病の種類	出席停止期間
第一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、SARS 重症急性呼吸器症候群	医師の許可があるまで
第二類	インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	百日咳	特有の咳せきが消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで
第三類	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、その他の伝染病	治癒または医師の許可があるまで

【学校保健法施行規則第 19 条・20 条】

※ 治癒証明書による情報は、学務課および担当教員が共有し、原則として第三者に開示しません。しかし、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合、本人の生命／身体／財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意が得ることが困難な場合は例外的に第三者に開示することがあります。